示談あっせん 成立事例集

示談あっせん・仲裁センター設立２０周年記念

2016 年 3 月吉日

埼玉弁護士会　示談あっせん・仲裁センター

示談あっせん成立事例集の発刊にあたって

埼玉弁護士会の「示談あっせん・仲裁センター」は、本年度、おかげさまで設立２０周年を迎えることができました。

これもひとえに、日頃より、当事者代理人として、あるいは示談あっせん委員として、はたまた相談者に対してセンター利用を勧めることによって、センターを支えていただいた、会員の皆様のご尽力の賜物です。厚くお礼申し上げます。

このたび、センターでは、設立２０周年を記念して、過去にセンターにおいて示談が成立した事例の中から、コンパクトな事例集を発刊する運びとなりました。

会員の皆様におかれましては、ぜひお時間のあるときに本事例集をご覧いただきますとともに、今後とも、紛争解決の一手段として、センターを一層ご活用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

２０１６年３月吉日

示談あっせん・仲裁センター運営委員会

委員長　奥　田　圭　一

【埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター】

埼玉弁護士会法律相談センター内

さいたま市浦和区高砂４－２－１　浦和高砂パークハウス１階

電話番号：０４８－７１０－５６６６

受付時間：１０：００～１６：００（平日）

＝　目　次　＝

1.　事件番号１４－１　損害賠償請求事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

- スポーツ事故（野球）について、傷害の程度の軽い当事者から重い当事者に対し、一定額を支払う内容の示談が成立した事例

2.　事件番号１６－１　損害賠償請求事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

- 傷害事件（子ども同士）について、任意捜査の対象となった加害者側から申立をし、示談が成立した事例

3.　事件番号１８－２　建物明渡等請求事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

- 相手方が任意の交渉に応じず、示談あっせん手続で建物明渡・立替金返還の一挙解決がされた事例

4.　事件番号１８－４　損害賠償請求事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

- 会社内での事故につき、消滅時効期間経過後に、会社（加害者）側から申立がされ、損害賠償の示談が成立した事例

5.　事件番号１９－３　損害賠償請求事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

- ３０年以上昔の交際を理由とする相手方からの損害賠償請求に対し、申立人が話し合いの場として示談あっせん手続を利用した事例

6.　事件番号１９－８　損害賠償請求事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

- 子が第三者から要求された金員（慰謝料名目）を支払う際に親を騙し、後に親が当該第三者に返金を求め、全額返金が約束された事例

7.　事件番号１９－９　請負代金請求事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

- 注文者から要望のあった建物の不具合等に関する対応を行うことで、未払請負代金全額の支払いを受けることができた事例

8.　事件番号２０－９　損害賠償請求事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

- 住宅新築をめぐって注文者と建設会社との間で生じたトラブルにつき、お互いに譲歩して、債権債務なしの解決をした事例

9.　事件番号２１－１　書面開示請求事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

- 死亡した息子の連帯保証債務を相続した母親が、金融機関に対し、自分が連帯保証人として署名・押印した書類を開示するよう求めた事例

10. 事件番号２１－３　契約締結交渉事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

- もと賃借人が、もと賃貸人に対し、従前と同じ内容の賃貸借契約を締結するよう求めて示談あっせんを申し立てた事例

11. 事件番号２４－５　債務不存在確認請求事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

- 元交際相手から賠償名目で金銭を請求されている女性が、示談あっせん手続きを利用して支払義務の不存在を確認できた事例

12. 事件番号２５－１　損害賠償請求事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

- 金融機関が手続き上必要のない個人情報を第三者に交付したことに関し、慰謝料の支払いと再発防止策を徹底することで解決した事案

13. 事件番号２５－２　損害賠償請求事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

- 買い受けた中古車に自賠責保険が付保されておらず、その後、事故が発生し、中古車販売業者に対し損害賠償請求がなされた事案

14. 事件番号２５－８　損害賠償請求事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

- 相手方の夫との不貞行為を原因とする慰謝料請求を受けた申立人（女性）が、不貞の事実は否認しつつも、相手方が申立人の近辺につきまとうことなどを回避するために金銭的な解決を求めて申立てた事例

15. 事件番号２６－１　損害賠償請求事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

- 相手方妻が相手方夫と申立人の仲を誤解し、申立人に対し 10 年以上にわたり嫌がらせの手紙や電話等を行った結果、申立人は 40 年以上居住した地から引越しを考え、そのための費用補償を求めて申立てた事案

16. 事件番号２６－２　損害賠償請求事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

- スポーツクラブのレッスン中の事故に基づきスポーツクラブ運営会社に対し、損害賠償を求めた事案

17. 事件番号２６－８　損害賠償請求事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

- 不貞行為に基づく損害賠償請求を受けた申立人が、不貞の事実は認めつつも、請求額に争いがあるとして申立てた事案

18. 事件番号２６－９　損害賠償請求事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

- 申立人の母が申立人の息子名義で行った定期貯金が無断解約されたとして金融機関に対し、事実開示と代筆等であれば損害賠償と謝罪を求めた事案

示談あっせん事例集　事件番号１４－１　損害賠償請求事件

スポーツ事故（野球）について、傷害の程度の軽い当事者から重い当事者に対し、一定額を支払う内容の示談が成立した事例

申立人

申立日	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士の別）
平成１４年１月２２日	個人	不明	男	なし	

相手方

	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士）
	個人	不明	男	なし	

あっせん委員

氏名	池澤　幸一
あっせん委員コメント	特になし

事案の概要

成立日　平成１４年３月７日　　期日開催数　２回　　成立手数料　不明

概要

野球の試合中、内野ゴロで打者（申立人）が一塁に駆け込んだ際、一塁手（相手方）と交錯し、双方が傷害を負った（申立人は通院１０日を要する頸椎捻挫、相手方は内臓出血で救急搬送・入院・緊急手術及び術後の経過不良による再入院により約３か月間にわたる入退院の後、事故から約４か月後に職場復帰）。

相手方から申立人に対し、治療費（約６０万円。うち約３０万円は高額医療費として還付済み）や休業損害を含む約１０４万円の請求があり、申立人から「感情的にならずに話し合いたい」として示談あっせん申立がされた。

経過

第１回期日（２月１９日）において、あっせん委員より当事者双方に「法的な賠償義務は難しい」旨の心証を開示。申立人から、見舞金名目で２０万円の提示あり。これに対し、相手方より「法律相談で３００万円は請求できるといわれた」旨の主張があり、あっせん委員が説得した結果、相手方から５０万円の提示あり。申立人が持ち帰り検討することになった。

第２回期日（３月７日）において、申立人が上記提示を受け入れ、示談が成立した。

結論

申立人が相手方に５０万円を支払う。

示談あっせん事例集　事件番号１６－１　損害賠償請求事件

傷害事件（子ども同士）について、任意捜査の対象となった加害者側から申立をし、示談が成立した事例

申立人

申立日	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士の別）
平成１６年５月７日	個人	１５歳	男	あり	非弁護士（父）

相手方

	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士）
	個人	１４歳	男	あり	非弁護士（父）

あっせん委員

氏名	池澤　幸一
あっせん委員コメント	特になし

事案の概要

成立日	平成１６年７月１６日	期日開催数	２回	成立手数料	円

概要

３月１６日、校庭で大勢の子どもが遊んでいた際、　１５歳の加害者（申立人）が１４歳の被害者（相手方）にささいなことから殴る蹴るの暴行を加え、全治１か月を要する鼻骨骨折・顔面打撲等の傷害を負わせた。

傷害事件として警察の任意取調を受けた申立人が、示談の申入をしたものの相手方から断られ、１か月が経過したため、きちんと責任を取りたいとして示談あっせん申立がされた。

経過

第１回期日において、申立人は１００％の責任を認め、あっせん委員から当事者双方に「治療費（２万５４９０円）＋３０万円」のあっせん案を提示。双方が持ち帰り検討することになった。

第２回期日において、当事者双方が上記あっせん案を受け入れ、示談が成立した。

結論

申立人が相手方に３２万５４９０円を支払う。

示談あっせん事例集　事件番号１８－２　建物明渡等請求事件

相手方が任意の交渉に応じず、示談あっせん手続で建物明渡・立替金返還の一挙解決がされた事例

申立人

申立日	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士の別）
平成１８年１０月２０日	個人	不明	女	なし	

相手方

	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士）
	個人	不明	男	なし	

あっせん委員

氏名	青木　努
あっせん委員コメント	特になし

事案の概要

成立日　平成１８年１２月８日　　期日開催数　３回　　成立手数料　１４万９１００円

概要

建物の賃貸人である申立人が、賃借人である相手方に対し、①契約解除を理由とする建物明渡、②未払賃料１０４万円及び立替金２３２万円（自動車購入等）の合計３３６万円の支払を求めた事案。

立替金返還をめぐり、申立人が相手方から「お前の生活をめちゃめちゃにしてやる、俺には後がないから怖いものはない」などと脅迫的な言辞を受けたとして、示談あっせん申立がされた。

経過

第１回期日（１１月１０日）において、申立人の主張を上記のとおり整理。相手方は建物明渡を前提に約２か月の猶予を求め、金銭請求についても全額支払を前提に分割払を求めた。次回成立予定とし、あっせん委員から申立人に、目録作成用の登記・車検証提出を指示。

第２回期日（１１月２９日）において、成立手数料の負担割合につき争いとなり、最終的に申立人の全額負担で合意。

第３回期日（１２月８日）において、示談が成立した。

結論

相手方は建物を明け渡し（申立人において約１か月の明渡猶予）、申立人の請求全額を約３年間分割して支払う。

示談あっせん事例集　事件番号１８－４　損害賠償請求事件

会社内での事故につき、消滅時効期間経過後に、会社（加害者）側から申立がされ、損害賠償の示談が成立した事例

申立人

申立日	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士の別）
平成１８年１１月１３日	法人	－	保険会社	あり	非弁護士（社員）

相手方

	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士）
	個人	幼児	男	あり	非弁護士（母）

あっせん委員

氏名	大澤　一司
あっせん委員コメント	特になし

事案の概要

成立日　平成１８年１２月２７日　期日開催数　２回　成立手数料　不明

概要

保険会社（申立人）の営業社員（相手方代理人。相手方の母）が、営業所に当時２歳の幼児（相手方）を連れてきた際、母である相手方代理人が目を離した隙に、相手方がシュレッダーに指をはさみ、右手の示指・中指・環指の各第１関節までを欠損する傷害（障害）を負った。

事故から３年４か月経過後、相手方代理人から申立人あてに本件事故対応を求める連絡があり、申立人から「会社として責任を感じており、客観的合理的な基準で示談に応じたい」として、示談あっせん申立がなされた。

経過

第１回前に申立人から申出があり、シュレッダーの製造業者が利害関係人（申立人側）として参加。

第１回期日（１２月８日）において、申立人から、３年経過したが時効主張はしない、ただし過失相殺５割として、和解金１０００万円を提示。相手方もこれを了承。示談書作成・代表者押印等の準備のため、第２回期日へ。

第２回期日（１２月２７日）において、示談が成立した。

結論

申立人及び利害関係人は、連帯して相手方に１０００万円を支払う（事故及び解決が遅れたことの謝罪つき）。

示談あっせん事例集　事件番号１９－３　損害賠償請求事件

３０年以上昔の交際を理由とする相手方からの損害賠償請求に対し、申立人が話し合いの場として示談あっせん手続を利用した事例

申立人

申立日	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士の別）
平成１９年５月２１日	個人	４９歳	男	あり	弁護士（東京）

相手方

	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士）
	個人	４９歳	女	なし	

あっせん委員

氏名	高木　太郎
あっせん委員コメント	相手方は数年前からうつ病を患っておられるらしく、４０代後半になって、高校生の頃の出来事にその遠因があるのではないか、と考えるようになってしまった事案でした。相手方から申立人への最初の接触は、食事でもして話を聞いてくれれば頑張れる、ということでしたので、申立人もそれに応じてしまったところ、相手方の考えが変わり、５００万円の請求になったという事案です。申立人は円満な解決と相手方の回復を願い、あっせん委員も相手方の気持ちに寄り添い、丁寧に話を聞くことに力を注いだ事案でした。

事案の概要

成立日　平成１９年６月１８日　　期日開催数　１回　　成立手数料　５万２５００円

概要

当事者双方（４９歳）は、同級生だった高校時代に交際し、相手方は申立人の子を妊娠・中絶した。その後交際は終了し、相互に家庭を持ち、平穏に生活していたところ、平成１６年ころより、年１回程度、相手方が突然申立人の実家を訪れたり、申立人の職場に電話して面会を求めたりするようになった。平成１９年には、相手方は、交際当時申立人に強姦された・うつ病になったなどと主張して５００万円を要求するようになった。

そこで申立人が、消滅時効を主張しつつも、話し合いの場として示談あっせん申立をした。

経過

第１回期日（６月１８日）において、解決金１００万円の授受、申立人からの謝罪、当事者双方が互いに他方当事者及びその関係者に連絡を取らないことを内容とする示談が成立した。

結論

申立人は相手方に対し、１００万円を支払う（申立人からの謝罪、当事者双方は互いに他方当事者及びその関係者に連絡を取らない）。

示談あっせん事例集　事件番号１９－８　損害賠償請求事件

子が第三者から要求された金員（慰謝料名目）を支払う際に親を騙し、後に親が当該第三者に返金を求め、全額返金が約束された事例

申立人

申立日	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士の別）
平成１９年１１月１２日	個人	不明	男	なし	

相手方

	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士）
	個人	不明	男	なし	

あっせん委員

氏名	小林　猛
あっせん委員コメント	申立人には、返済期間を５年間と長期間に応じていただけたこと、相手方には、連帯保証人を見つけていただいたことが、示談成立に至った理由です。

事案の概要

成立日　平成２０年２月２７日　期日開催数　３回　成立手数料　１８万３７５０円

概要

申立人の子Ａは、相手方の元妻であるＢ女と同棲し、３年で破局した。その後、相手方がＡに対し、Ｂを捨てたことによる慰謝料名目で４５０万円を請求し、Ａの親（申立人）を騙して（借金返済資金として）４５０万円を詐取するよう指示した。Ａがこれに従い申立人から詐取した４５０万円を相手方に支払ったことが後に発覚し、返金を求めて申立人が示談あっせんを申し立てた。

経過

第１回期日（１２月４日）において、申立人の主張の整理を行い、相手方は４５０万円の受領の事実を認めた。

第２回期日（１月２３日）において、申立人は３年以内の分割弁済と連帯保証人を要求し、相手方は５年の分割を主張した。結果、連帯保証人を付けるなら５年分割でよいとの合意がされた。

第３回期日（２月２７日）において、連帯保証人候補者が利害関係人として参加の上、同人を連帯保証人として約５年の分割払による示談が成立した。

結論

　相手方は申立人に４５０万円を分割（頭金５０万円、以後は毎月７万円）して支払う。利害関係人は相手方の同債務を連帯保証する。

示談あっせん事例集　事件番号１９－９　請負代金請求事件

注文者から要望のあった建物の不具合等に関する対応を行うことで、未払請負代金全額の支払いを受けることができた事例

申立人

申立日	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士の別）
平成１９年１１月３０日	法人	－	建設会社	あり	弁護士

相手方

	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士）
	法人	－	医療法人社団	あり	弁護士

あっせん委員

氏名	武藤　冬士巳
あっせん委員コメント	①解決（示談成立）までに期間を要したのは、申立人側で、相手方の主張する工事内容の瑕疵、不具合などに対し、逐一、専門家の意見を徴するなどして、誠実に対応したことによる。 ②申立人（代理人）は、本手続において、紛争を解決したいとの強い意向を有しており、進行にあたり、終始協力的であって、和解案についても、原案を作成し、委員の方では、これに若干の修正をしただけで、正式な和解条項ができた。 ③審尋の概要について、三者共通の認識を持つべく、期日ごとに、双方の主張と問題点の整理、要約につとめ、合意のできた事項、次回までの課題をも記載した書面を作成し、期日調書の活用を図った。なお、期日後、その草稿を双方に送付し、内容の確認を求めている。 ④大詰めにきたとき、相手方が代金減額を要求したのに対し、申立人は、代金減額には応じないとの立場を崩さず、暗礁に乗りかかったが、成立手数料を申立人側の負担とすることで、合意の成立を見るに至った。 （顧みて、成立手数料額についての配慮が足りなかったように思う。） 紛争解決の手段として、どの手続きを選択するにしても、結局は、手続きに携わる関係者の熱意に掛かるとの思いを抱かされた事案であった。

事案の概要

成立日　平成２０年６月２５日　　期日開催数　６回　　成立手数料　３０万３００円

概要

申立人は相手方から約 6,000 万円の住宅建築を請け負い、工事を完成させたが、請負代金のうち 973 万円が未払いとなった。相手方は、木製サッシュ及び玄関ドアの不具合のために風が吹き込むこと、シロアリ対策システムが採用されていないことから代金の支払いを拒んでいる。双方弁護士を立てて和解に向けた具体的な話合いが進んでいたが、交渉が行き詰ってしま

ったため、何らかの解決を見出したいと、申立人から示談あっせんの申立がなされた。

経過

第１回期日（１月２１日）において、双方からの事情聴取が行われ、申立人が次回までに不具合の状況を実地検分したうえで、シロアリ対策についての対応も含めて検討してくることになった。

第２回期日（２月１３日）では、申立人から検分結果の報告がなされ、さらに次回までにシロアリ対策を含めて対応の方法を書面にしたものを相手方に送付することになった。

第３回期日（３月１９日）において、上記書面を受け取った相手方から疑問点が指摘され、申立人側の検討課題とされた。

（第４回期日（４月２３日）の具体的内容は不詳）

第５回期日（５月２８日）において、相手方から指摘された疑問点につき申立人が専門業者を立ち会わせること、シロアリ対策の保証期間を 15 年とすること、成立手数料は全額申立人が負担することが大筋で合意された。

第６回期日（６月２５日）において、示談成立。

結論

相手方は申立人に残代金 973 万円を支払う。

申立人は和解成立の日から 20 年間、シロアリ対策として本件建物内で発生した被害の修復及びシロアリの除去を行う。

また、申立人は未然にシロアリの被害を防止するため、毎年１回、相手方の希望する専門業者による定期点検を行う。

成立手数料（30 万 300 円）は全額申立人が負担する。

示談あっせん事例集　事件番号２０－９　損害賠償請求事件

住宅新築をめぐって注文者と建設会社との間で生じたトラブルにつき、お互いに譲歩して、債権債務なしの解決をした事例

申立人

申立日	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士の別）
平成２０年９月１９日	個人	不明	男性	なし	

相手方

	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士）
	法人	－	建築会社	あり	弁護士

あっせん委員

氏名	加藤　克朗
あっせん委員コメント	申立人の主張からは、相手方営業担当者の対応がかなり杜撰であり、申立人が請求するのはもっともの事案であると思われた。これに対して、相手方代理人の主張は法的に理路整然としており、当初は成立は困難であると感じられた。しかし、「建築紛争の裁判では、申立人の主張を法的に構成してそれなりの結果を獲得するのは相当に困難である」と、当職の認識を踏まえながら申立人に説明すると、意外にも申立人は理解した。 相手方代理人はその場で依頼者幹部に電話してくれて、それなりに説明してくれて、１１５万円の反対債権を放棄してくれた。 よって、少し時間を要したが、望外にも一件落着となった。 これは堅苦しい手続ではない、示談あっせん手続のメリットである。裁判所の調停では、調停委員が右に左に流され、まとまらないことが多々見受けられるが、強権的ではない示談あっせん委員が丁寧な説明・見通しを披歴することにより、円満解決ができた一例である。

事案の概要

成立日　平成２０年１０月２９日　期日開催数　１回　成立手数料　５，５００円

概要

申立人は相手方会社に注文して住宅を新築したが、①資金計画書と見積書に齟齬があるのに一方的に最終支払金額を決定されてしまったこと、②工期が遅れたことによるアパート入居の家賃 49 万円を支払う旨の口約束があったのにそれを反故にされたこと等を不服として、アパート家賃相当額 49 万円、違約金 190 万円、テレビアンテナ工事代金 7 万円、火災保険料 75 万円の支払いを求めて示談あっせんを申し立てた。

なお、申立人には 115 万円の未払い請負工事代金債務があった。

経過

第１回期日（１０月２９日）において、双方からの聞き取りを行ったが、相手方からは、「アパートの家賃相当額については、口頭でも書面でも支払うなどと約束した事実はない」、「工期が遅れたのは、途中で申立人からキッチン等の間取りの変更があったためであり、相手方の責に帰すべきものではないから、違約金の支払義務は生じない」、「テレビアンテナ工事代、火災保険料については、いずれも申立人が自分で支払うべき性質のものである」との主張がなされた。

調整のうえ、同日、示談成立。

結論

申立人と相手方は、それぞれ他方に対する請求を放棄する。

示談あっせん事例集　事件番号２１－１　書面開示請求事件

死亡した息子の連帯保証債務を相続した母親が、金融機関に対し、自分が連帯保証人として署名・押印した書類を開示するよう求めた事例

申立人

申立日	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士の別）
平成 21 年 8 月 17 日	個人	不明	男女（夫婦）	なし	

相手方

	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士）
	法人	－	農協（JA）	なし	

あっせん委員

氏名	町田　知啓
あっせん委員コメント	申立人の法的知識の不足から、息子（妻子なし）の連帯保証債務を相続することになるとの認識（民法８９６条本文）がなく、農協も十分理解させることもせず、本件申立があり、結局法律上の責任があることを自覚して、取り下げられた。 債権者たる農協が、十分説明しようとしなかったことが原因であった。

事案の概要

成立日　平成２１年９月１１日　　期日開催数　１回　　成立手数料　不明

概要

息子が夫名義の借入れの連帯保証人になっていたところ、その息子が死亡し、相続人である妻（母親）が連帯保証債務を相続した。その後、債務の返済が滞り、自宅の競売申立がなされた時点で、妻にも通知が届き、妻はその段階で初めて自分が連帯保証人になっていることを知るに至った。

申立人らは、「農協から何らの通知もなく、妻が勝手に連帯保証人になっているのはおかしい」として、妻が連帯保証人になったことの証明書（妻がサインした書面）の開示を求めて示談あっせんを申し立てた。

経過

第１回期日（９月１１日）において、双方からの事情を聴取するとともに、あっせん委員から、息子（妻子なし）が死亡すると法律上当然に両親が相続人となり保証債務も引き継ぐこと、その際、特に本人の署名押印は不要であることを説示。

結論

和解成立

示談あっせん事例集　事件番号２１－３　契約締結交渉事件

もと賃借人が、もと賃貸人に対し、従前と同じ内容の賃貸借契約を締結するよう求めて示談あっせんを申し立てた事例

申立人

申立日	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士の別）
平成 21 年９月２５日	個人	不明	男性	あり	弁護士（東京）

相手方

	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士）
	法人	-	建設会社	あり	弁護士

あっせん委員

氏名	鈴木經夫
あっせん委員コメント	第２回期日に時間をかけて、終了が遅れた。その場で調書を作成する時間がなかった。 双方代理人も信頼できたので、和解条項を口授したうえで、書面の作成は双方に任せ、公正証書も作成のうえで、和解調書に署名・押印した。 このような形は望ましくないが、双方代理人も希望した。

事案の概要

成立日　平成２１年１１月２０日　　期日開催数　２回　　成立手数料　５２，５００円

概要

申立人は、3 年前から相手方所有の建物を賃借し（賃料月額 13 万円）、中華料理店を営んでいたが、平成 20 年に入って土地区画整理事業に伴う建物の取り壊しと建て替えの問題が生じた。申立人は、建て替えが完了した時点で、従前と同じ条件で再度賃貸借契約を締結してもらえるものと考え、平成 21 年 2 月末に退去した。平成 21 年 9 月に建て替えが完了したが、再入居に伴い、相手方から出された条件が従前と異なっていた（賃料 3 万円アップ、保証金は 2 か月分を償却、新たに保証人も要求等）。そこで、申立人は、従前と同じ条件で賃貸借契約を締結するよう求め、示談あっせんの申立を行った。

経過

第１回期日（１０月１６日）において、申立人からは「相手方との間で、以前と同じ条件で契約するとの話があった」旨の主張が、相手方からは「本来建て替えの必要はなかったが、引き続き入居の要望があったので、面積も広くして新築した。賃料 3 万円のアップについては納得していたはず」との主張がそれぞれなされた。

第２回期日（１０月２２日）において、双方主張のすり合わせを行い、下記の結論（賃料３万円アップ、保証金は実質的に１か月分の償却、新たな保証人として保証会社をつける）で事実上合意に達した。

その後、期日外（１１月２０日）で和解成立。

結論

申立人と相手方との間で、本件建物につき、以下の条件での賃貸借契約が締結された。

・期間 3 年

・賃料月額 16 万円

・償却した保証金のうち従前の 1 ヶ月分について相手方から申立人に返還する

・保証会社を保証人につける

示談あっせん事例集　事件番号２４－５　債務不存在確認請求事件

元交際相手から賠償名目で金銭を請求されている女性が、示談あっせん手続きを利用して支払義務の不存在を確認できた事例

申立人

申立日	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士の別）
平成２５年１月１５日	個人	不明	女性	あり	申立人の家族（父親？）

相手方

	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士）
	個人	不明	男性	あり	相手方の家族（母親？）

あっせん委員

氏名	大澤一司
あっせん委員コメント	特になし。

事案の概要

期日開催数	１回	成立日	平成２５年３月１４日	成立手数料	７７，７００円

概要

申立人は、相手方との交際終了後、相手方から、交際中に壊したパソコン、メガネ、汚損した洋服等の賠償名目で、金銭を要求されていた。一方で、申立人の方も、相手方から喧嘩の際に蹴られたり、時計や机を壊されたりしているので、お互い様であり、債務の不存在を確認したいとして示談あっせんを申し立てた。

経過

第１回期日において、示談成立。

結論

申立人と相手方は、今後、理由のいかんを問わず、お互いに一切の請求をしない。

申立人と相手方は、本件及び本示談の内容を第三者に口外しない。

申立人と相手方は、今後一切連絡を取らず、完全に接触を断つ。

示談あっせん事例集　事件番号２５－１　損害賠償請求事件

金融機関が手続き上必要のない個人情報を第三者に交付したことに関し、慰謝料の支払いと再発防止策を徹底することで解決した事案

申立人

申立日	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士の別）
平成２５年４月３日	個人	不明	女性	なし	

相手方

	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士）
	法人	-	信用金庫	なし	

あっせん委員

氏名	仲里建良
あっせん委員コメント	個人情報のある程度の漏洩の事実はあり、相手方に責任がある事案ではあったが、損害額の算定が難しい事案であった。申立人も既に弁護士相談をしていたが、そこでも５～１０万円出れば良いほうだと言われていたとのこと。本人が金銭要求意思もあったので、率直に、相手方に１０万円程度で解決できないかと意見したところ、相手方もその程度の解決を考えていたらしく、示談の見込みができた。損害立証の難しい案件を早期に解決できたのは、示談あっせんの強みではないかと考えている。調停ではもう少し損害について話を詰めて、解決が遅れたかもしれない。

事案の概要

成立日　平成２５年６月１２日　期日開催数　２回　成立手数料　不明

概要

申立人の勤務先会社が給料振込用の通帳を作成する際、相手方窓口の担当者が、金融機関に出向いた申立人の上司に対し、相手方の他支店で既に存在している申立人の口座情報（口座番号、残高、定期預金満期日など）を交付した。申立人は、これにより情報が漏洩し、会社にいづらくなるなどの精神的苦痛を被ったため、慰謝料の支払いを求めて示談あっせんを申し立てた。

経過

第１回期日（５月１３日）において、相手方は、申立人の口座情報を申立人の上司に開示した事実を認め、それが本来必要のない情報提供であったこと及びこれを開示したことはミスであったことを認めた。そこで、次回までに、相手方において提示金額を検討してくることとされた。

第２回期日（６月１２日）において、示談成立。

結論

相手方は申立人に慰謝料 10 万円を支払う。

相手方は、本件を契機に個人情報保護について全店舗で注意喚起を行い、個人情報の取り扱いに関する通達が全店舗で出されていることの再確認、及び個人情報保護に関する研修会を開くなどの対応策を取る。

買い受けた中古車に自賠責保険が付保されておらず、その後、事故が発生し、中古車販売業者に対し損害賠償請求がなされた事案

申立人

申立日	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士の別）
平成２５年　４月１３日	個人	不明	男性	あり	非弁護士

相手方

	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士）
	法人	-	中古車販売業	なし	

あっせん委員

氏名	神尾　尊礼
あっせん委員コメント	仮に訴訟になっていたら、責任論や損害論、過失相殺についてなど争点が多く、長期化も予想されるところである。ところが今般、弁護士が法的な説明を加えながら示談あっせんをしたことで、双方のわだかまりもなくなり、請求金額の一部を分割で支払う旨の示談が成立した。双方共に代理人がついておらず、法的知識も十分ではなかった中で、申立から１ヶ月で示談成立に至ったのは、専門家たる弁護士が行う示談あっせんの大きなメリットであると感じた。

事案の概要

成立日	平成２５年　５月　２４日	期日開催数	１回	成立手数料	不明

概要

申立人は平成２４年９月ころに相手方から中古車を購入したところ、同年１１月に交通事故が発生した。このため自賠責書類を確認したところ、自賠責保険が付保されていないことが判明。任意保険会社からも自賠責がないため、事故の相手方と示談代行をしてもらうことができず、また、自賠責上限の１２０万円を申立人が負担することになった。そのため、申立人から相手方に対し自賠責の限度額である１２０万円の請求がなされた。

なお、相手方は、自賠責が付保されていないことにつき認めている。

経過

第１回期日で示談成立。

結論

　相手方が１２０万円を支払うことで示談成立。支払方法は、１２０万のうち１００万円を５万円ずつ毎月分割で支払う（１００万円を約定通りに支払えば２０万円は支払免除。）。

成立手数料は申立人及び相手方の折半。

示談あっせん事例集　事件番号２５－８　損害賠償請求事件

相手方の夫との不貞行為を原因とする慰謝料請求を受けた申立人（女性）が、不貞の事実は否認しつつも、相手方が申立人の近辺につきまとうことなどを回避するために金銭的な解決を求めて申立てた事例

申立人

申立日	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士の別）
平成２６年　１月９日	個人	不明	女性	あり	弁護士

相手方

	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士）
	個人	４０代	女性	あり	弁護士

あっせん委員

氏名	伊須　慎一郎
あっせん委員コメント	私が担当した事件は、双方当事者に代理人の先生が就いていました。そのため、争点に関する最も重要な事実関係に争い（否認）があったものの、双方代理人の先生のご尽力のもと、１回で示談に至りました。早期かつ穏便かつ柔軟に解決する手段として弁護士会のあっせんは魅力的だと思いました。

事案の概要

成立日	平成２６年　２月　１８日	期日開催数	１回	成立手数料	不明

概要

平成２５年１１月ころに相手方から申立人に対し、内容証明郵便にて相手方夫と申立人との不貞を原因として離婚をしたとして、慰謝料２００万円の請求がなされた。申立人は、不貞の事実を否認しているが、相手方が申立人の近辺につきまとってくるのが恐ろしいため、それなりの金額を支払うことで解決をしたいとして申立て。

相手方は申立人と相手方夫との不貞の事実を主張し、それを示す携帯電話内の写真データやメールを証拠として提出。

経過

第１回期日で示談成立。

結論

申立人が解決金１２０万円を平成２６年２月末限り一括で支払うことで示談成立。申立人と相手方は、双方、お互いの家族に対し一切の接触を行わないことを約束する。

相手方は相手方が保有または管理する申立人に係る写真データをすべて廃棄する。

成立手数料は申立人及び相手方の折半。

示談あっせん事例集　事件番号２６－１　損害賠償請求事件

相手方妻が相手方夫と申立人の仲を誤解し、申立人に対し 10 年以上にわたり嫌がらせの手紙や電話等を行った結果、申立人は 40 年以上居住した地から引越しを考え、そのための費用補償を求めて申立てた事案

申立人

申立日	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士の別）
平成２６年　４月１７日	個人	不明	女性	なし	

相手方

	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士）
	個人	７０代	女性	なし	
		７０代	男性		

あっせん委員

氏名	佐藤　千秋
あっせん委員コメント	申立人は、調停等まで大事にはしたくないが、直接の話し合いでは真摯に対応してもらえないとのことで、本申立に至っていました。近所に住んでいる当事者同士であり、相手方側も第三者を間に入れての話し合いを希望していたとのことで、示談あっせん手続に適した事案だと思います。 申立人の言い分を良く聞き、相手方側に想像する以上に申立人の精神的負担になっていることを理解してもらうまでが大変でしたが、そこをクリアしてからはスムーズに合意に至りました。

事案の概要

成立日	平成２６年	６月	５日	期日開催数	２回	成立手数料	７４，０００円

概要

申立人の主張によれば、申立人は相手方妻から一方的に相手方夫との仲を誤解され、１０年以上にわたり嫌がらせの手紙や電話などを受け疲弊してしまった。相手方妻とは全く話合いにならず、死ぬまでこのような状態が続くと思うと夜も眠れない。約４０年以上この地に住んでいるが、引っ越しも考えており、そのための費用補償をしてもらいたい（具体的な金額請求はなし）。

相手方らの主張によれば、相手方妻は病気を患っている。病気が発現した際には誰の言うことも聞くことができない。引っ越しをしたいと言われても年金生活で支払うことができない。弁護士さんを中に入れて話合いをしたい。

経過

第１回期日（5 月 26 日）において、相手方夫より、申立人と相手方妻の接触禁止の約束は可能であり、相手方夫は相手方妻の監督など誠実に対応したいとのこと。申立人としても、金銭の支払いがなくとも接触しないと約束し守ってくれるのであれば合意は可能とのこと。当該期日で合意内容の確認。

第２回期日（6 月 5 日）において、合意内容（条項）の確認と示談書の締結。

結論

申立人と相手方妻は、今後、電話、手紙、訪問等を問わず一切接触を行わない。

相手方夫は相手方妻が前項の約束を厳守するよう最大限努力する。

相手方夫は相手方妻が第１項（非接触の約束）に違反したときは相手方妻と話し合い、通院・服薬も含めて家族とともに協議して対応する。

あっせん費用は各自負担。

スポーツクラブのレッスン中の事故に基づきスポーツクラブ運営会社に対し、損害賠償を求めた事案

申立人

申立日	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士の別）
平成２６年　４月３０日	個人	６０代	女性	なし	

相手方

	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士）
	法人	-	スポーツクラブ経営	あり	弁護士（東京）

あっせん委員

氏名	本山　健
あっせん委員コメント	事実関係を双方から聴取したところ、食い違いが大きかった。 申立人が早期解決を希望したことから、従前、相手方から提示のあった金額を申立人が受け入れた。 解決内容は平凡であるが、あっせん委員という第三者が間に入ることで問題を整理でき解決につながったと思う。

事案の概要

成立日	平成２６年　７月　２９日	期日開催数	２回	成立手数料	不明

概要

申立人は、平成２４年５月、スポーツクラブのスタジオレッスン中にインストラクターの指導のもとバランスボール２個の上に乗って交互に移動する際にバランスを崩して転倒し、骨折をした。手術、入院をし、平成２５年６月に通院治療が終了。相手方と賠償について協議をしてきたが、平成２６年３月に保険会社から４６７，０６４円の賠償保険金の通知がきた。これの内訳と金額の明細を相手方に求めたところ、相手方は拒否。申立人は賠償金が妥当な金額なのか不明であること、後遺症も残っていることから、正当な賠償金の支払を求めて申立。

相手方は、法的責任を全面否定。

経過

第１回期日：６月１６日

申立人：インストラクターがきちんと指導していれば事故は起きなかった。

相手方：申立人は過去に同じプログラムを経験しており熟知している。インストラクターがあえて指導しなくとも問題ない。

第２回期日：７月２９日　示談成立

委員より双方の主張の隔たりが大きく、このままでは手続が進められないことを説明し、当初相手方から提案があった金額での解決を提案したところ、双方合意。

結論

相手方は申立人に対し、平成２６年８月２６日限り、本件事故の損害として４６７，０６４円を支払う。

不貞行為に基づく損害賠償請求を受けた申立人が、不貞の事実は認めつつも、請求額に争いがあるとして申立てた事案

申立人

申立日	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士の別）
平成２７年　1月１１日	個人	不明	女性	なし	

相手方

	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士）
	個人	２０代	女性	なし	

あっせん委員

氏名	城口　美恵子
あっせん委員コメント	相手方が会社を辞めて職を失い、申立人夫との連絡等も断つ等、それなりの責任を取っていること、一方、申立人夫婦は今後も婚姻関係を維持していくこと等々を考慮すると、慰謝料１５０万円は高いのではないかとの危惧もあり、また、相手方は就活中で無収入という状況にもあったので、申立人には、相談している弁護士がいるのであれば１５０万円の妥当性について相談することを勧めた。 相手方には結婚を前提に付き合っている男性がいることを知り、「訴訟で争うことは避けたほうがよいこと」「借金してでも一括払いをすることのメリット」等々を話して、理解を得るよう努めた。 相手方が明るい素直な性格であったこと、家族の協力があったこと等に加えて、相手方が現在交際している男性との関係を大切にしたいという賢明な判断が、早期解決につながったのではないかと思います。

事案の概要

成立日	平成２７年　４　月１６日	期日開催数	３回	成立手数料	不明

概要

申立人：１年ほど前から申立人夫（３０代）と相手方が不倫関係にある。不倫に対する慰謝料として３００万円を請求したが、相手方は５０万～１００万円と主張し話がまとまらず申立て。

相手方：請求金額が妥当と思えない。申立人の要求で会社を退職し、連絡を取ることができないようにと電話番号の変更も要求されそれに応じた。誠意をもって行ったが受け入れてもらえず、請求額がまったく変わらなかった。プライベートでは連絡をとらないと申立人夫とも約束をしたが、その後も電話やメールがきた。不貞の事実については間違いない。

経過

第１回期日：２月１７日

申立人：和解案として１５０万円一括を求める。

相手方：事実関係は申立人の主張のとおりである。３００万円の請求は高いのではないかと弁護士からアドバイスを受けている。

委員より：次回までに１５０万円を一括して支払う和解案の検討を指示。

第２回期日：３月５日

申立人：相手方の提案として、申立人夫に対する求償権を放棄する代わりに１００万円の一括払いの申出があったが応じられない。１５０万円一括での支払いに加え、申立人夫に対する求償権を放棄しなければ訴訟も考えざるを得ない。

相手方：解決金１５０万円を一括で支払う。申立人夫に対する求償権の行使を考えている。

あっせん委員より再度解決金１５０万円一括、申立人夫に対する求償権の行使は維持する和解案を検討するよう指示

第３回期日　４月１６日　示談成立

結論

相手方は申立人対し、解決金として１５０万円を支払う。期日当日に持参し受領。

相手方は申立人夫と連絡を取り合わない。

本件及び示談内容についての守秘義務条項。

申立人の母が申立人の息子名義で行った定期貯金が無断解約されたとして、金融機関に対し、事実開示、謝罪及び損害賠償を求めた事案

申立人

申立日	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士の別）
平成２７年　２月６日	個人	不明	男性	なし	

相手方

	法人・個人の別	年代	性別/業種	代理人の有無	代理人の属性（弁護士・非弁護士）
	法人	-	JA	なし	

あっせん委員

氏名	原田　茂喜
あっせん委員コメント	本件の特徴は、契約の当事者（母）ではない息子さんからの申立てで、しかも、相手方の従業員による横領の有無を確認するために、相手方で筆跡鑑定を実施せよといった内容の申立てでした。 当事者性のないこと、鑑定すべきは母（申立人側）であることを丁寧に説明しました。加えて、相手方が任意で開示した資料及び申立人提出の資料からの横領の有無の見通しを丁寧に説明しました。申立人はかなり感情的になっていたところ、長時間をとり、丁寧に説明したところご納得いただけました。

事案の概要

期日開催数	２回	成立日	平成２７年　６　月　５日	成立手数料	不明

概要

申立人：申立人の母が、申立人の息子名義で定期貯金（平成１９年１２月３日）をしていたが、申立人に無断で解約された（平成２１年１月７日）。相手方には、解約する場合には申立人に連絡をするように依頼していたが連絡がなかった。相手方は正しい処理であり解約書類は申立人の母に書いてもらったとの１点張りであるが、家族からすると筆跡がまったく違う。真実の追求と、納得できる証拠の提示、解約書類が代筆によるものであれば相手方の規定違反に対する措置と申立人への謝罪、横領の場合には謝罪及び損害賠償を求めて申立。

相手方：取引の経過説明、解約当時の関係書類を開示し、担当者からの聞き取りをしたうえで、不正はないと判断している。当時の担当者に確認したが、担当者は代筆を行っていないし、申立人の母が自ら解約を申し入れ申立人に伝えるとのことであったので、担当者としては申立人への連絡を行わなかった。

経過

第１回期日：５月１５日

申立人：申立人母は認知症の傾向があり、貯金解約の際、申立人に連絡をするように依頼しておいたが連絡がなかった。

相手方：申立人の母の貯金である。解約の際に、申立人母が来所し、申立人に電話した。相手方は必要書類を申立人母から取得しており解約、返金に問題はない。

期日間にあっせん委員が示談書案を作成し、当事者双方に検討してもらう。

第２回期日：６月５日

期日間にあっせん委員が提示した示談書案を説明し、双方了解。示談成立。

結論

申立人母が解約手続を行い、払い戻しを受けた事実について当事者双方で確認する旨の条項が示談書に盛り込まれた。金銭的な解決はなし。